

=準備はできていますか？= 電子帳簿保存法と消費税インボイス制度のポイント講座

電子帳簿保存法が2020年10月改正に続き、電子取引のデータ保存の義務化等大幅な見直しが見込まれ、2022年1月より施行されます。また、2023年10月1日から、消費税につきましてもインボイス制度に移行されます。

本講座では、どんな内容の法律なのか、改正によりどのように変わったのか、中小企業に求められる対応について説明いたします。

【日 時】 令和4年1月28日(金) 14:30~16:00

【場 所】 小田原箱根商工会議所 2階 大会議室

【講 師】 小田原税務署 法人課税部門 上席国税調査官 大場 尚智 氏

【対象者】 ◎電子帳簿保存法

取引書類がメールやFAX取引の授受が多く、電子帳簿の保存の義務付けが必要の方

◎適格性請求書(インボイス制度)

納品書や請求書の発行業務の担当者や免税事業者の方

【内 容】

◎電子帳簿保存法

- 帳簿書類のペーパーレス化による印刷・郵送・保管コストの削減
- 帳簿書類の検索性向上、システム利用による利便性向上による業務の効率化
- 情報漏えい、紛失など、帳簿書類管理・運用に伴うセキュリティ対応の負荷軽減

◎消費税のインボイス

- インボイス制度とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。
- 現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータ。

【主 催】 小田原箱根商工会議所 経営支援部・金融庶業部会 【共 催】 (公社)小田原法人会

【参加費】 無 料 【持ち物】 筆記用具 【定 員】 30名 (先着順)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、延期またはオンラインのみの開催となる場合がございます。また、感染対策のため、会場にてご参加される方は1事業所につき1名でお願いいたします。

【お問い合わせ・お申込み】

小田原箱根商工会議所 中小企業相談部 (担当: 米山・樋口・長田) 電話 0465-23-1811

(FAX: 0465-22-0877)

電子帳簿保存法と消費税インボイス制度のポイント講座 参加申込書

事業所名		参加者氏名	
事業所所在地			
電 話		F A X	
E-Mail ※オンラインの 方は必須		オンライン 参 加	希 望 す る ※希望の方は上記に○を囲んでください

ご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供のために使用し、受講者名簿として管理いたします。